

行田都市計画生産緑地地区の変更（案）（行田市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中星河第4号生産緑地地区を廃止する。
- 2 都市計画生産緑地地区中星河第5号生産緑地地区を廃止する。
- 3 都市計画生産緑地地区中星河第7号生産緑地地区を次のように変更する。

星河第7号生産緑地地区 約0.99ha

- 4 都市計画生産緑地地区中星河第13号生産緑地地区を次のように変更する。

星河第13号生産緑地地区 約0.05ha

- 5 都市計画生産緑地地区中長野第11号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除等により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	廃止		
旧	星河第4号生産緑地地区	約0.19ha	

	名 称	面 積	備 考
新	廃止		
旧	星河第5号生産緑地地区	約0.09ha	

	名 称	面 積	備 考
新	星河第7号生産緑地地区	約0.99ha	
旧	星河第7号生産緑地地区	約1.12ha	

	名 称	面 積	備 考
新	星河第13号生産緑地地区	約0.05ha	
旧	星河第13号生産緑地地区	約0.10ha	

	名 称	面 積	備 考
新	廃止		
旧	長野第11号生産緑地地区	約0.15ha	

変更概要図

星河第4号生産緑地地区(計画図3)



凡	例
	生産緑地地区
	削除する区域
	追加する区域

変更概要図

星河第5号生産緑地地区(計画図3)



廃止

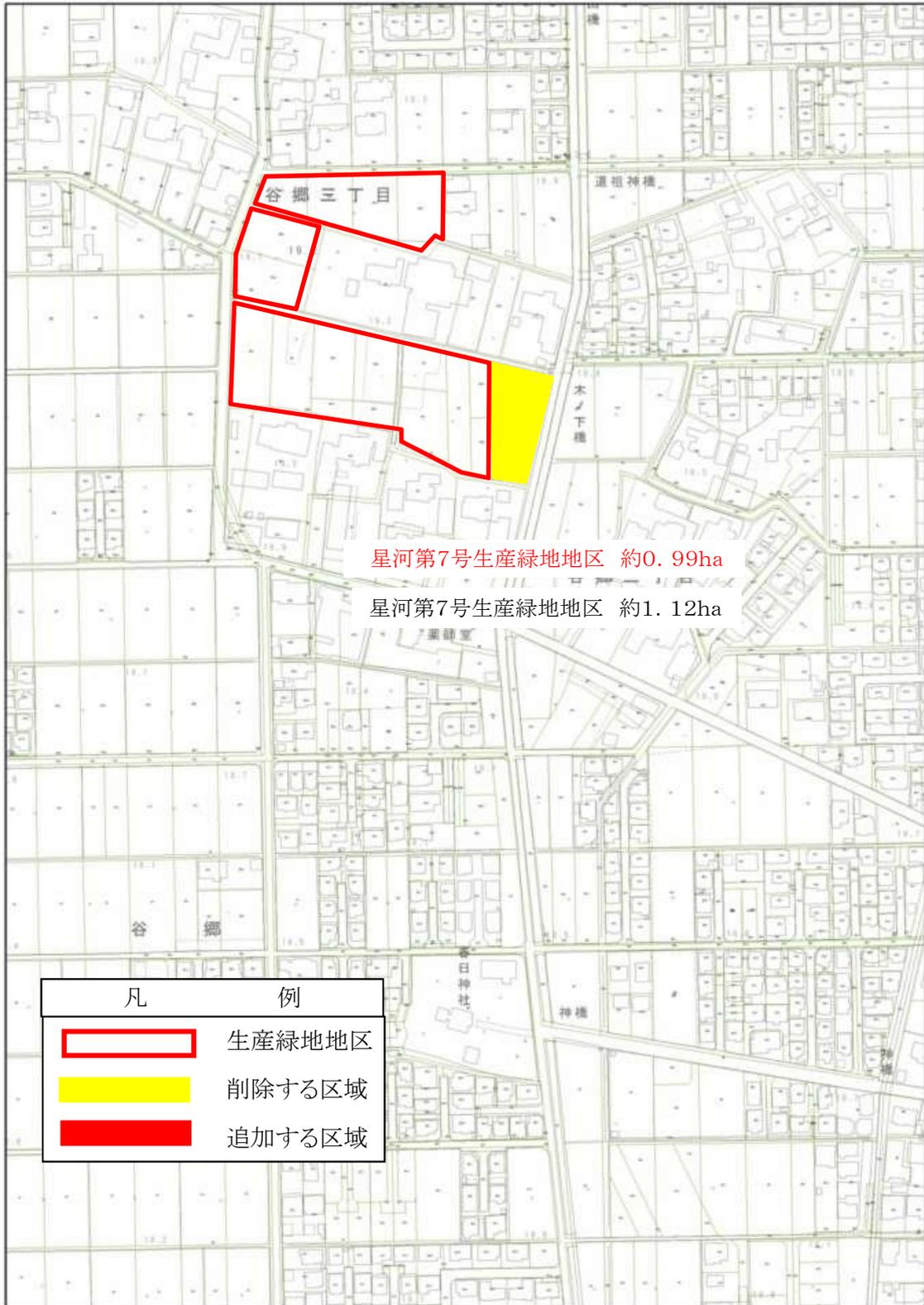
星河第5号生産緑地地区 約0.09ha

凡例

- |   |        |
|---|--------|
|  | 生産緑地地区 |
|  | 削除する区域 |
|  | 追加する区域 |

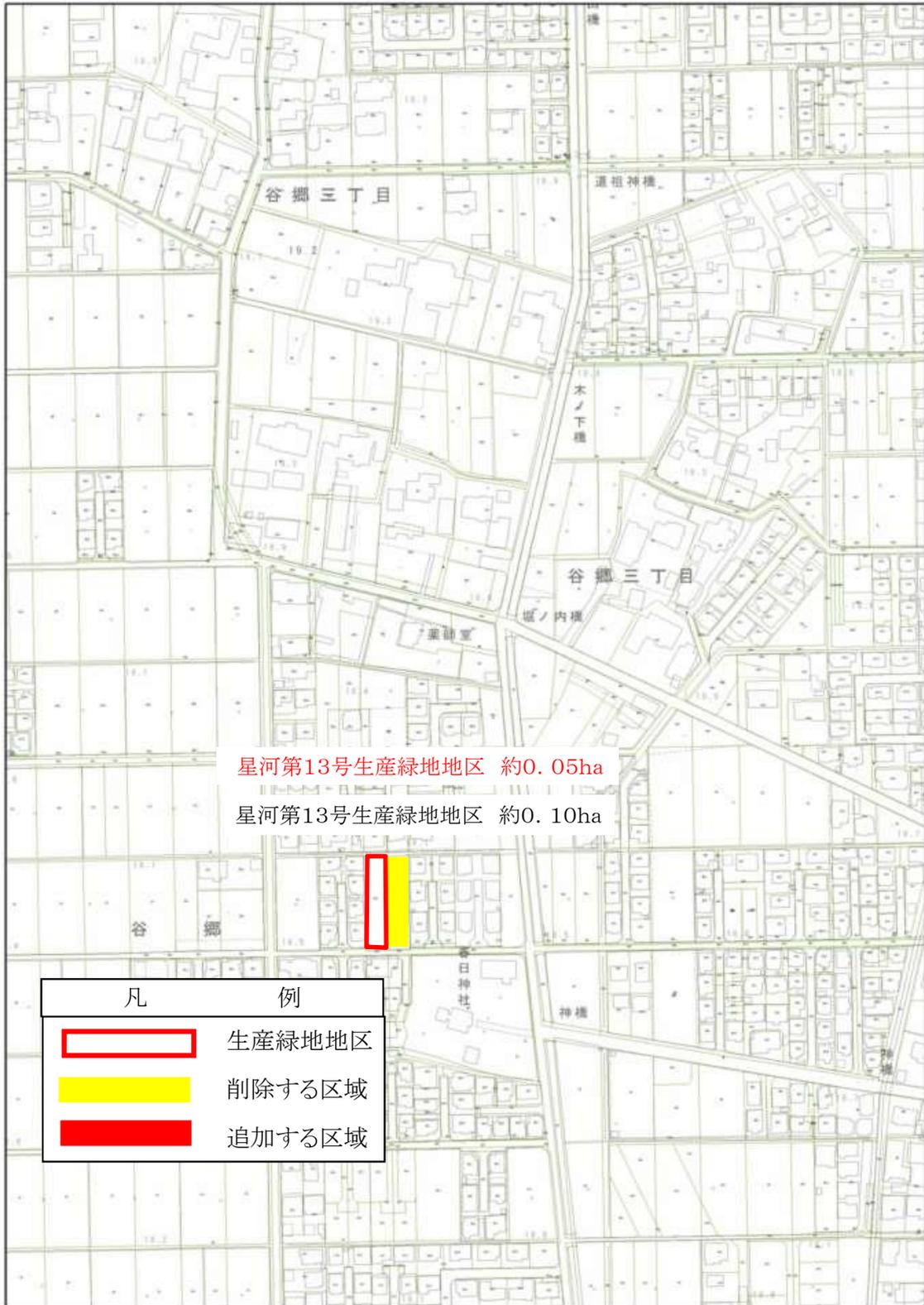
変更概要図

星河第7号生産緑地地区(計画図3)



変更概要図

星河第13号生産緑地地区(計画図6)



変更概要図

長野第11号生産緑地地区(計画図7)





# 生産緑地地区について

**行田市都市計画課**

# はじめに

## 市街化区域

- ・市街化を促進していくエリア。
- ・農地転用の制限が緩く、容易に宅地化できる。

## 市街化調整区域

- ・市街化を抑制するエリア。
- ・農地転用の制限が厳しいため、**農地が守られる。**

# 1. 生産緑地地区とは

- ・市街化区域内にある農地のうち、保全すべき農地を指定し、一定の制限を設ける地区。
- ・保全することで、災害防止に役立てるとともに、良好な都市環境を形成する。
- ・将来的には公共施設の用地としても検討

## 2. 生産緑地地区に指定されると

### ● 行為制限

- ・ 営農が義務付け
- ・ 建物の建築や、土地の造成が制限

### ● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予

※ 一定の条件を満たすと、市に対して  
買取り申出をすることが可能となる。

### 3. 買取り申出ができる条件

#### ケース 1

指定から 30 年を経過した場合

#### ケース 2

農業従事者が死亡した場合

#### ケース 3

農業従事者が重い障がいを負い営農が不可能となった場合

## 4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市による買取り可否  
の検討



12条 買取り可否通知  
(1カ月)



13条 農業希望者への斡旋



14条 建築等の行為  
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画  
審議会での審議



20条 都市計画変更の  
告示